

愛情そといで、公園くん

協働シリーズ Vol.4

協働のまちづくりガイドライン 任意活動団体とNPO法人

市では、市民団体や企業の皆さんにボランティア活動として公園管理を行っていたら「里親制度を活かしたまちづくりモデル事業」を導入しています。現在、5団体・約300人が参加しています。

募集施設：市内の公園（一部でも可）

応募資格：団体（2名以上）または企業が対象です。

募集期間：随時

活動内容（実施例）

- 園内の空き缶・ごみなどの回収・分別作業
- 園内の除草作業
- 園内施設の美化作業
- 園内施設に関する情報提供
- その他、必要と認められる活動

地域への帰属意識や愛着心が向上します。

新たにコミュニティ形成の可能性が拡大します。

公共施設の管理費が抑止でき、この財源を新たな施設整備や補修費に補てんできます。

注意事項

- 原則として活動は軽作業とします。
- 施設に関する情報提供に関して責任を負うものではありません。
- 活動状況を定期的に報告していただきます。
- 原則として、清掃用具などは里親の人で準備をお願いします。（公園の備品の使用はできません）
- 活動中の事故については、市民活動総合補償保険の対象となります。

あつ！カブニくん、カブニくん！

どうしたの協くん。

先月の続きだけど、任意活動団体ってのも「非営利」なんだよね。

調べてきたみたいだね。

えへへ。ちよつとね。

非営利っていうことだったら任意活動団体も法人格を持たないだけで、NPO法人と同じような活動してるんだ。

じゃあ、そのまま任意活動団体のままではだめなの？

もちろんいいんだけど、活動が大きくなってくると、例えば団体のホームページを作るとかよくあるよね。そのときインターネットにつながるための契約は団体の代表者の名前じゃないとできない。他にも銀行の通帳作る時

そうだし、事務所なんかを借りようとしてもそうだし、なんてことをやっていると団体の責任と代表者個人の責任があいまいになったりするっていう問題はああるね。法人化すれば、そこは解決するんだけど、経理や事業報告などの事務量がすぐく増えるから、大変なんだ。

どっちを選ぶかはその団体にあつた方で活動すればいいね。

そのとおりだね。どちらの団体にしても、こうした市民活動が活発になることで、災害など緊急を要する時や、先進的な試み、小さいけれど、見逃せない社会問題などに対応していける世の中になっていくんだ。

そこに行政も関わってみんなだまちづくりを進めていくんだね。

なかなかいいこと言うね。あつ、そうそう。先月、市民会館でまちづくりフォー

ラムがあつたの知ってる？

知ってる。夕日によるまちづくりで全国的に有名な愛媛県双海町の若松進一先生が落語でまちづくりの講演やったやつでしょ。

そうそう。そこではガイドラインの説明もやつたんだよ。

地域にも出て説明会もしてるらしいしね。

地域で説明会を希望されるところがありましたら協働のまちづくり課にご連絡ください。

あれ？そういえばまちこがない？

ずっといるんですけどー。ふたりで話し込んでるから、くちばしを挟むのが悪い気がして・・・。

いつつも挟んでるじゃん。ツルだからね・・・。



▲ガイドライン説明風景

問合せは
都市計画課
☎090-3388まで

問合せ
協働のまちづくり課
☎02123まで